明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○適格消費者団体を公示する件（消費者庁一）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一三）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一四）　二
○政治資金規正法の規定による政治資金団体としての指定の取消しの届出があったので公表する件（同一五）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一六）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委五）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務四一）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二五）　二
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（国土交通六四）　五
○特例港湾運営会社を指定した件（同六五、六六）　五
○道路に関する件（中部地方整備局一一～一七）　六
○道路に関する件（四国地方整備局一一）　六
○道路に関する件（九州地方整備局九、一〇）　六

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　防衛省　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

公聴会　一〇

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

会社決算公告

告示

○消費者庁告示第一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月二十八日

消費者庁長官　阿南　久

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者ネット広島	広島市中区鉄砲町一番二十号	広島市中区鉄砲町一番二十号	平成二十六年一月十四日

○総務省告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年一月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

政党
政治団体の名称　代表者の氏名　会計責任者の氏名　主たる事務所の所在地　届出年月日
結いの党　江田　憲司　小野　次郎　東京都江東区富岡一―二六―二　二五、一二、二〇　一

○総務省告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年一月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

政党
政治団体の名称　異動事項　新　旧　届出年月日
結いの党　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町二―九―六　東京都江東区富岡一―二六―二二　二六、一、六

○総務省告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条の二第二項後段の規定による政治資金団体としての指定の取消しの届出があったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年一月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

政党の名称　政治資金団体の名称　政治資金団体の代表者の氏名　取消しの届出のあった年月日
公明党　財団法人公明文化協会　神崎　武法　二五、一二、二

○総務省告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年一月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

政治資金団体
政治団体の名称　代表者の氏名　解散年月日
財団法人公明文化協会　神崎　武法　二五、一一、三〇